

所沢市議会意見提案手続実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、意見提案手続（パブリックコメント手続）に関し、必要な事項を定めることにより、基本的な政策等（「以下政策等」という。）の策定に当たり、公正の確保と透明性の向上を図り、もって市民の参加を促すとともに所沢市議会（以下「議会」という。）が説明責任を果たすことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「意見提案手続」とは、政策等の策定に当たり、当該政策等の趣旨、目的、内容等の必要な事項を広く市民等に公表し、公表したものに対する市民等からの意見及び情報（以下「意見等」という。）の提出を受け、提出された意見等の概要及び提出された意見に対する議会の考え方等を公表する一連の手続をいう。

2 この要綱において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に通勤又は通学する者
- (3) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (4) 市税の納税義務を有するもの
- (5) 意見提案手続に係る事案に利害関係を有するもの

(対象)

第3条 議会は、次に掲げる政策等について、意見提案手続を実施することができる。

- (1) 所沢市議会の議決すべき事件を定める条例（平成21年条例第1号）第2条に規定する事件
- (2) 議員又は委員会の提出による条例の制定又は改廃
- (3) 前2号に定めるもののほか、特に意見提案手続を実施する必要があると認められるもの

(公表の時期)

第4条 議会は、意見提案手続等を実施しようとするときは、政策等の最終的な意思決定を行う前に適切な期間を設け、その案を公表するものとする。

2 前項の規定により政策等の案を公表するときは、その案を作成した趣旨、目的、背景その他の参考となる資料を併せて公表するよう努めるものとする。

(公表方法)

第5条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 市ホームページ及び議会ホームページへの掲載
- (2) 議長が指定する場所での閲覧又は配布

2 前項に定めるもののほか、必要に応じ、他の方法を活用して政策等の案等の周知に努めるものとする。

3 前条の規定による公表を行う場合は、意見等の提出先、提出方法、提出期限等必要な事項を提示するものとする。

(意見等の提出方法)

第6条 意見等の提出は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 議長が指定する場所への書類の持参又は郵送
- (2) ファクシミリ
- (3) 電子メール
- (4) 前3号に定めるもののほか、議長が適当と認める方法

2 意見等を提出しようとする市民等は、住所、氏名（法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）及び連絡先を明記しなければならない。

3 議長は、意見等を提出した市民等の氏名等を公表する場合には、政策等の案を公表する際に、その旨を明示しなければならない。

(意見等の取扱い)

第7条 議会は、提出された意見等を考慮して意思決定を行うものとする。

2 議長は、提出された意見等の概要及び提出された意見に対する議会の考え方並びに政策等の案を修正したときはその修正内容を公表するものとする。

3 提出された意見等のうち、公表することにより個人又は法人その他の団体の権利その他正当な利益を害するおそれがあるものについては、その全部又は一部を公表しないことができる。

(実施状況の公表)

第8条 議長は、意見提案手続を実施している案件について、その一覧を作成し、公表するものとする。

2 前項の案件の一覧には、案件名、意見等の募集期間、政策等の案の入手方法及び問い合わせ先を記載するものとする。

(意見等及び一覧の公表)

第9条 第5条第1項及び第2項の規定は、前2条に規定する公表について準用する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、意見提案手続実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年6月9日から施行する。